

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第10号

平成26年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月4日

吉川松伏消防組合管理者 戸 張 胤 茂

記

- 1 期 日 平成26年12月19日（金）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	高	橋	昭	男	議員	2番	加	藤	克	明	議員	
3番	中	村	喜	一	議員	4番	小	林	昭	子	議員	
5番	五	十	嵐	惠	千	子	6番	伊	藤	正	勝	議員
7番	鈴	木		勉	議員	8番	川	上		力	議員	
9番	堀	越	利	雄	議員							

不応招議員（なし）

## 平成26年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年12月19日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分事項の承認について（平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 第14号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第15号議案 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	高橋昭男	議員	2番	加藤克明	議員
3番	中村喜一	議員	4番	小林昭子	議員
5番	五十嵐惠千子	議員	6番	伊藤正勝	議員
7番	鈴木勉	議員	8番	川上力	議員
9番	堀越利雄	議員			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	戸張胤茂
副管理者	会田重雄
監査委員	小島伊紀
会計管理者	相川勘造
消防長	酒井誠
次長兼総務課長	地引二郎
予防課長	戸井田勉
警防課長	伊藤嘉則
吉川消防署長	鈴木克巳
松伏消防署長	鈴木哲夫

---

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記次長	植竹敬一郎

○堀越利雄議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

---

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○堀越利雄議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより平成26年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○堀越利雄議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○堀越利雄議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○堀越利雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長から指名いたします。

2番 加藤克明 議員

3番 中村喜一 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○堀越利雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○堀越利雄議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成25年度出納整理期間中の4月、5月分及び平成26年度4月から7月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付してありますので、朗読を省略いたします。

次に、今期定例会に出席の説明員及び説明委任者の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎行政報告

○堀越利雄議長 日程第4、行政報告を行います。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、平成26年第3回吉川松伏消防組合議会定例会に際しましてご出席を賜りまして、ありがとうございます。

早速でございますが、3点の行政報告をさせていただきます。初めに、平成27年4月1日に採用する消防職員につきましては、今年度末の退職者2名の欠員補充及び再任用職員の活用を勘案いたしまして、9月21日に1次試験、10月10日に2次試験を実施し、申込者18名のうちから3名を合格者として、平成27年4月1日以降の採用候補者名簿に登録したところでございます。当消防組合の管轄人口も10万人余りとなり、平成27年度は再任用職員2名を含み、1名増員の職員150名体制を予定させていただいております。

2点目の専決処分した事項につきましてご説明をいたします。平成26年6月11日、越谷市立病院にて、当組合職員の救急救命士が気管挿管の病院実習中、医師の管理下で、患者に対し喉頭展開に

よる挿管チューブを挿入させたところ、術後より嘔声が続き、破裂部亜脱臼と診断されたため、当該事案に対しまして治療費等の損害賠償額を決定し、賠償する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び管理者専決処分事項の指定の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。

なお、患者様と越谷市立病院間で示談書を取り交わしましたことから、その内容におきまして、越谷市と吉川松伏消防組合で示談する形式をとっており、当該専決処分書の写しをお手元に配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

3点目の松伏町消防団第5分団機械器具置場新築工事につきまして申し上げます。当該機械器具置場は、松伏町大字大川戸311番地の旧大川戸分校跡地に新築いたしまして、去る12月14日に引き渡し式を実施し、運用を開始したところでございます。

以上で行政報告を終わります。



### ◎一般質問

○堀越利雄議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 市民改革クラブの伊藤でございます。吉川市議会から選出をされております。

今回の一般質問は、7月の救命救急士暴行事件についての質問の継続という位置づけであります。大変私も緊張し、かつ何かしら圧力みたいなものを感じて質問席に立っています。

低気圧や寒気の影響で、北国、北海道や東北、大雪であります。さきには、四国の徳島でも雪が降って、消防あるいは自衛隊が出動するというところでございました。風も雨も雪も、地震も災害も事故も、そして火災も、いろんな対応がふえてまいります。特殊な技能も必要であります。人々の命を守る、そういう高い使命感に基づいて、日常的に技能を磨き、体力を培い、そして平常心で迅速に対応されている。敬意を持って感謝を申し上げておきたいと思っております。

他方で、消防は専門集団、専門の職域でありまして、他部門との交流が必ずしも柔軟にできることではございません。それだけに、ストレスとこのマンネリを克服する、そういう組織運営が特に求められているのだと思います。消防の士気を高め、モチベーションを維持して、いわば人々のために命がけで尽くしていくという消防魂に誇りを持って携わっていただいて、またそういうことができる環境が大切であります。組織の運営、人事職務管理について、日常どういうふうに対応されているのか。さきの救急救命士暴行事件の答弁等も伺いながら、本当に大丈夫なのかなと、偽らざる私の印象であります。管理者の役割は何か、日常の心がけと指導と実践、言葉と実践の乖離は

ないか、重要判断の連絡、相談、報告、指示、具体的に行われているか、現状とこれからの方向、改善点があれば伺っておきたいということであります。

消防長は、現場責任の最高の立場にあります。現場の組織を責任を持って預かる、消防職員の士気をどうやって維持していくのか、培っていくのか、消防長の見解も伺っておきます。

あわせて、さらに文字通りの一線の人々とともにある吉川松伏の両消防署長の日常の言動も非常に大切だろうと思います。この機会に一言ずつで結構ですので、消防職員の士気、そして組織運営について、日ごろどういうふうに取り組んでいらっしゃるか、考えていらっしゃるかということ承っておきます。

救命救急士の暴行事件に関連してでございます。これだけの悪質といたしますか、公務の執行中に酔っぱらっていたとはいえ、殴りかかり全治2週間のけがをさせた。警察に届け出たけれども、知らない間に取り下げられて、組織の中ではうわさ話になって伝わっている。どういう組織運営をしているのかというようなことをさきにこの議会でも質問を重ねました。しかし、相当曖昧な答弁でございました。きょう、それらについてさらに明らかにしていただきたいということでもありますけれども、逃げずにこの事態を直視して、どうかこれからの消防の組織運営、消防魂をさらに元気づけるような、そういうものに生かしていただきたい、そういう願いがあります。消防は、いわば市民にとっての財産であります。管理者のものでもありません。社会の綱紀としてこの使命感をしっかりと果たす、明朗闊達な組織であってもらいたいと思います。事態を直視して、しっかりとした答弁をいただきたい。

まず、この私の7月の議会での質疑と指摘について、消防は組織としてどのように受けとめたのか、そのことを伺っておきます。

次に、私どものこの議会報告、消防議会の会議録に今回のこと掲載をされていますので、具体的に質問が重ねられると思いますけれども、議会のチラシも市民に向けて出しました。これでありませぬ。前にもちょこっとだけ出しましたけれども、そのチラシを含めて管理者の吉川市長は、臆測で決めつけている発言があると、事実と異なった部分もあり、真実を話してほしいというような趣旨の発言がありました。ここに掲載されています。私どものこの議会報告のチラシについては、どういうふうな受けとめたのか、臆測で決めつけていると言われるのかどうか。もし臆測という部分があれば、具体的にご指摘をいただきたい。

庁内会議や職員に向けてこの問題、どのように説明をされたのか。庁内会議で何かテーマとして一つの区切りなり、反省なり、講義なりあってしかるべきだろうと思いますけれども、組織としてどのように受けとめて職員には説明をしたのか、職員の反応はいかがか、現場の雰囲気をごどのように受けとめているか、伺っておきます。149人の消防職員、注目をしています。同時に、吉川松伏の消防団の関係者、OBを含め家族、皆さんこの事態の成り行きを注目をしています。ひしひしとそういう感じが私には伝わってまいります。一方で、組織を挙げて上層部を中心に何か私も圧力、



恐怖感みたいなものを時折感じておりますけれども、消防団を含め外部からの反応はどうでありましょうか。この事件について、今後の教訓として生かすべきであります、どのように考えて取り組んでいるのか、伺っておきます。

今後の扱い、反省すべき点はないのかどうか、また箒口令などしいていないと思っておりますけれども、改めて私も自由に消防の皆さんともいろんな意味で、一人の社会人、あるいは市民、消防職員、そういう立場で、また消防議会の議員でもあります。市民を代表する点もございます。差しさわりのない範囲内で接触も深めていきたいと考えております。箒口令などしいていないかどうか、その点も伺っておきます。

今回の事態を見て、やっぱり組織の運営がちょっとおかしいぞというのが私の印象であります。昭和46年に吉川松伏消防組合が発足しております。もうそろそろ消防長は内部昇格を考えてもいいのかなと。若干離れている吉川から部長が交代でやってくる。それで、今回の答弁を聞いていても、どうも現場のことはわかっているのかなというような答弁をしておりました。現場の総務担当が書いているというか、書かされているということでありましょうけれども、消防長はやっぱり現場で苦勞して、その現場を代表する、そういう人々が内部から昇格をして消防長を務める、そういう時代にもう来ているのかなと。これも、一つの今回の事件を契機に考えてもいいのかなと思っています。管理者の考えを伺っておきます。

また、吉川市、松伏町、2つの自治体でございます。人的交流、情報の共有、いろんなことがもっと進められていいのかなと。やや吉川市、松伏町、一部事務組合、それぞれが独立機関で疎遠な関係かなと。もっと狭い10万人の人口のまちであります。共有してもいいのかなと。その点について、実情と考え方を伺っておきたいということであります。

以上、まず第1回目の質問といたします。

○堀越利雄議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の消防職員の士気、組織運営についてのうち、1番目の管理者の役割は何かでございしますが、当消防組規約に基づき組合を統括し、及び代表し、組合の事務を管理、執行するものでございします。具体的には、地方自治法で規定されております市町村長と同様に議会への議案提出、予算調整と執行、財産管理、施設管理及び団体事務の執行等となっております。

日常の心がけと指導と実践でございしますが、今後におきましても、吉川市及び松伏町におきます消防を十分に果たすとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、管轄地域の実情を十分に考慮し、消防力の整備指針等を踏まえ、適正化を図りたいと考えております。

また、先ほど行政報告でご説明をいたしましたとおり平成27年度は1名増員の消防職員150名体制を予定しており、任命いたしました消防長には理解しているものと思っておりますが、吉川市総合振興

計画、安心して暮らせる消防・救急体制の強化及び松伏町総合振興計画、防災・消防・救急体制の充実の目標実現のため、最少の経費で最大の効果を上げられるよう指導し、消防長の指揮監督のもと、消防組合職員が一丸となり、目標達成のため消防事務を執行、実践するものでございます。

続きまして、3点目の一部事務組合の人事管理についてのうち、1番目の消防長の内部昇格の考えについてでございますが、消防長は人事、予算などの事務を統括し、職員を指揮監督する立場にあることから、行政事務の経験が豊かで、組織全体をマネジメントする管理能力や、効率的な行財政運営ができる経営能力を持つ人物が適任であると考えております。また、広域的な消防行政を推進するに当たり、吉川市と松伏町と連携を図ることは極めて重要であるため、情報共有や相互協力における調整能力も必要であると考えております。

現在当消防組合におきましては、職員に行政事務の経験を積ませ、これまで申しあげました管理能力などについて育成している段階にあることから、消防長の職に充てる職員につきましては、吉川市に派遣を要請しているところでございます。今後につきましても、消防長に求められる資質、能力を念頭に置き、各市町との連携を強く維持することを踏まえながら、適任である者を任命してまいります。

なお、他の質問事項につきましては消防長より答弁をいたさせます。

○堀越利雄議長 続いて、答弁願います。

酒井消防長。

○酒井 誠消防長 初めに、1点目の消防職員の士気、組織運営についてのうち、2番目の現場責任者の消防長の見解はについてでございますが、当消防組合におきましては、管理者の所轄のもとに、消防本部組織は管理者が関係規則を定め、消防署組織は消防長が消防署規程を定め、明確な範囲の所掌事務と執行機関であります課署室係等を構成しております。

当該組織運営に関しては、管理者及び消防長の権限に属する消防事務執行の責任所在を明確にするため、事務決裁規程を定め、消防行政の能率的な組織運営と適正化を図っております。

消防長は、消防職員の任命権者であり、消防本部の事務を統括し、消防署長等を含め、消防職員を指揮監督するものでございまして、人事、予算等の組織そのものを維持するために必要な事務、運営の企画、統制など、事務決裁規程により、おおむね消防組合事務を統括しているものでございます。

先ほど管理者より答弁がございましたとおり、消防を十分に果たすため、及び構成市町総合振興計画等の目標実現のため、通常業務執行以外におきましても、年度当初に消防長により消防行政運営施策の方針を定め、指揮監督権下の職員に周知しております。消防行政運営施策方針のもと、各課署で重点施策等の組織目標を設定し、達成する環境を整え、組織運営の士気高揚を図っているものでございます。また、消防本部、吉川消防署、南分署及び松伏消防署の庁舎ごとに、定期的に消防訓練礼式であります通常点検を消防署において実施し、あわせて職員に対しまして、消防救急車

両の安全運転、服務規律の確保、法令の遵守を、また住民から寄せられる負託に応えられるよう訓示をしております。同様に、消防行政運営方針及び重要施策等を審議する所属長会議の冒頭の挨拶の中で、危機管理の意識やメンタル面を含めた健康管理、また現在の消防力を活用し、最少の経費で最大の効果を目指す努力についてなどを指示し、出席者の所属長を経由し、指揮監督権下の職員に対しまして周知するなど、機会を捉えて士気を鼓舞しております。その他、消防職員をさまざまな研修に取り組みせ、職階制、職域に応じた新たな知識及び技術を吸収させるとともに、当該研修修了者をもとに所属内でのコーチング等を実施し、組織の活性化を進めております。

消防大学校教育では、消防に関する高度の知識及び技術等を、消防学校教育では消防職員として必要な各種専門的知識及び技術を学んでおります。

〔その辺は、見てもわかるよ。わかることを長々と言わないで。

時間が。新たなものを含めて展開するのか〕という人あり〕

○堀越利雄議長 答弁中です。引き続き答弁願います。

○酒井 誠消防長 これらの研修では、教育及び研修のみにとらわれず、全国または埼玉県内の他消防本部との意見交換、情報交換的要素も多分に抱合されております。また、同様に、彩の国さいたま人づくり広域連合主催の行政研修にも参加させ、市町村職員とともに、行政を取り巻く環境の変化と分権時代に求められる役割を学ぶなど、幅広い研修計画を策定しております。職務関係につきましても、職員の職務状況及び職務に対する希望等を的確に把握する自己申告書の提出、職員の自己啓発の促進及び資質の向上を図るための資格取得助成金の交付、職員の建設的な提案を積極的に生かす職員提案制度、職員の職務環境等に関する不平不満等を匿名などで提出できる職員の声制度など、職員が職務に対するモチベーションを抱き続け、積極的な提案と自由に意見を述べられる環境が構築されております。したがって、消防組合におきましては、士気高揚し、消防魂の誇りを持って職務に携われる環境が整っているものと受けとめております。

続きまして、2点目の救急救命士暴行事件に関してのうち、1番目の組織としてどのように受けとめたかでございますが、平成26年7月の消防組合議会で答弁いたしましたとおり、消防、救急及び救助業務の執行体制の確立を図るとともに、いかなる事案が発生いたしたとしても、各種活動業務運営に万全を期せる連携連絡体制の強化を図るものでございます。

2番目の市民改革クラブ会議報告チラシについてはいかがでございますが、当消防組合宛て文書としての確認がとれていませんことから、正式文書として受付受理はしていないものと受けとめております。

また、政党その他の政治的団体の機関紙等に対するものでございますことから、政治的中立性の立場により発言は控えさせていただきます。

3番目の庁舎会議や職員に向けてどのように説明したか。職員の反応は。職員の雰囲気をごどのように受けとめているかでございますが、この件に関しましても平成26年7月の消防組合議会で答弁

いたしましたとおり救急活動上適正に運用されており、事故後の報告も遅滞なく報告があり、適正な手続を踏まえ、処理されておりますことから、改めましての説明などいたしておりません。また、職員の反応、職場の雰囲気に変化はないものと認識しております。

4番目の消防団を含め外部からの反応はいかがかでございますが、問い合わせ等の反応は特にございませでした。

5番目の今後の教訓として生かすべきだが、どのように考え、取り組んでいるのかと、6番目の今後の取り扱いは、反省すべき点はないかでございますが、3番目のご質問に対します答弁と同様になりますが、現場における二次的災害の防止、速やかな警察要請、安全で迅速な救急活動など、活動上におきましては適正に運用されておりますことから、特別な取り組み、取り扱いはいたしておりません。

続きまして、3番目の一部事務組合の人事管理についてのうち、2番目の吉川市、松伏町と一部事務組合の人的交流や情報交流の現状はでございますが、吉川市及び松伏町とは、消防組合設立当初より構成市町から派遣される側として人的交流を実施しております。また、平成5年度より当消防組合職員を構成市町に派遣を受け入れさせていただいており、相互の人的及び情報交流を深めてまいりました。現状でございますが、設立当初からの受け入れと過去におきます相互交流により、構成市町との交流の礎が構築されましたこと並びに近年の緊迫している財政状況などから、組織及び運営の合理化に努め、人員の適正配置を図る観点によりまして休止している状況でございます。

また、適切な交流と情報の共有に関しましても、人的交流を行ってきたことにより、構成市町とは適切で円滑な交流と情報の共有が構築されております。当消防組合の通常業務におきましても、構成市町との議会事務局、総務部局、福祉部局、都市建設部局などとともに連携し、協働して実務処理に当たっており、今後におきましてもさらに緊密化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 引き続き答弁願います。

鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 伊藤議員のご質問にお答えします。

私が職員に望むことは、職員同士の信頼関係、団結力の強化です。消防活動は、チームとしての活動であり、一人の力でどうにかなるものではありません。常日ごろ職員同士が相手の立場を理解し、相互に協力することと積極的なコミュニケーションと情報共有で、信頼と団結をより強固なものにできると考えております。災害活動では、常に危険と隣り合わせの状態の中、命令一つで危険な活動をしなければならない消防隊員にとって、仲間との信頼関係がとても重要であります。消防署長として、日ごろから職員同士のコミュニケーションがとりやすい職場雰囲気の醸成に努めております。

また、職員の士気を高めるため、管理者表彰、消防長表彰に加えて、今年度から新たに署長表彰

を創設し、非番日に自主的に訓練を頑張った職員に対しまして表彰状を授与したところでございます。

以上です。

○堀越利雄議長 続いて答弁願います。

鈴木哲夫松伏署長。

○鈴木哲夫松伏消防署長 伊藤議員のご質問にお答えします。

同じく3番目の両署長の立場で一言ずつでございますが、日常の心がけと実践につきましては、職員一人一人がみずから考え行動するとともに、良好なコミュニケーションを通じてチーム力を強め、総合力の高い組織運営を心がけ実施しているところであります。

現状と今後の方向、改善点についてでございますが、現状につきましては、市町民の信頼、期待に応え得る消防の確立を組織方針として、予防活動、警防活動に重点的に取り組んでおります。今後につきましても市町民の目線で予防活動、警防活動に取り組むとともに、大規模災害発生時の被害軽減を図るため、消防団、自主防災会との連携を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 いや、ありがとうございました。特に吉川、松伏の両署長、さすが現場に長く携わり、消防士の先輩として、きちっとした対応と発言をしていただいたと受けとめて、ありがとうございました。

若干この7月の議会答弁と関連させながら再質問をいたします。私が、これは隠蔽工作ではないかという表現をいたしました。管理者は、警察に被害届の事実を出させたと、そしてその後被害者と加害者の間で示談書が取り交わされて、既に当事者間で示談が成立していると聞いていると。消防長は、隠蔽工作の行為自体は許されない行為だ。しかし、警察に被害届を提出しているし、刑事事件として訴追はされていないと、加害者との間で示談が成立していると、公表を要するような事案ではないというふうに発言をしております。こういうのを組織を挙げての隠蔽工作というのかなと、改めて読みながら感じました。

質問は、管理者は積極的に届け出なさいと指示をしたと言っております。全治2週間、当然であります。公務中の妨害、事実上の現行犯であります。普通の路上で暴行事件があって、あるいは盗難事件があって、一般市民だって事実上の逮捕権があります。そして、警察に突き出します。公務の執行中に殴られて、そして2週間のけがを、診断書もつけた、警察にも行った、被害の事実を単に届け出ただけです、こういう表現を管理者と消防長がしておいて、現場の意識と実情というものと相当な乖離があるなというふうに感じています。管理者が言うように警察に届け出なさいと、それは組織から言えば、現場でこういう事態があったよと、組織として許せないよと、消防長代表し

て管理者にこういう対応しますよ、こういうことがありましたよと、よしやれと、当然だろうと言って被害届を出させたと思うのです。そこまでは私もわかります。では、なぜ取り下げたのかと、取り下げるときにどういういきさつがあったのか、誰が指示したのだと。これでは、答弁ではまるで謝りには来たけれども、その後当事者間で示談が成立したと。示談は、当事者間なんかで成立するはずがありません。中に入る人、当時の鈴木次長が中に入ったと、こう言っている。しかし、その鈴木次長に誰が指示をするのですか。警察に届け出なさいと管理者が言ったのでしょうか。そうしたら、取り下げるときに管理者が取り下げていると言わなくて、あるいは取り下げろと言わなくて、誰が取り下げるのですか。そういうことを曖昧にして、極めてこうかつな、一見答弁でありますけれども、矛盾だらけ。そこのところをまず伺いたい。なぜ取り下げたのか。時間がないので、2つ、3つ重ねておきます。

示談の経過、誰が誰に指示をして、誰が誰に申し入れたのか。加害者と被害者は会ってもいない、被害者が全治2週間、殴られた消防士が、あるいは現場で羽交い締めをした消防士たちが簡単に、はい、そうですか、やってくださいと謝りに来た顔を見たら、おっ、見たことがあるぞと、みんなが見ている。超有力者の一族だと。一市民だなんていうようなことをぬけぬけと言って、みんなが知っている顔だ。そういう関係の中から、どういう示談の経過だったのか。加害者が陳謝したいという要請があったと、それで示談になったと。示談になったよと、それは経過であって、判断、指示というものがその間にあったはずで、それを伺っておきたいということであります。

時間が余らないので、ひとつ消防長に答弁するに際して、あなたは今消防長だ。この事件のときは消防長でなかった。だから、当然事実関係を知らないだろうと思うのだけれども、この事実関係を答弁するに当たって、前消防長、あるいは総務次長としっかり状況の説明を受けて、そして責任を持った答弁をされていると思いますけれども、そこら辺も含めて十分なのか、まず伺っておきたいと思います。

これは、何回も質問はできるのだね。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対して答弁を願います。

酒井消防長。

○酒井 誠消防長 まず、お答え申し上げます。

まず、最後にございました、当時私は消防長ではございませんでした、確かに。しかし、今の立場は消防長でございます。現に前消防長とも話をして答弁をいたしておりますので、責任を持った答弁というふうにとめていただければと思います。

それから、隠蔽ではないかとか、取り下げを指示したのではないかということでございますが、伊藤議員は何を根拠に持ってそういう質問をするかわかりませんが、そういう事実があつて、こういうことがあつたから隠蔽したのだよとか、取り下げがあつたのだよと言えばわかりますけれども、あくまでも推測とかおっしゃられると答弁する側としても非常に困るわけで、事実をもとに

して質問をされるのだったらよろしいのでしょうかけれども、その辺はちょっといかなものかなと私は思います。

それから、取り下げの話ですけれども、これは前回と同じでございまして、取り下げの指示というのはありません。

〔「なくてどうしてやめるの。そんなことはない。冗談言っちゃ困るよ。しっかり答えろ」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 説明の後に質問等をお願いいたします。

○酒井 誠消防長 失礼しました。被害を受けた職員と示談に関する、当然一切の権限を受けた次長が、被害を受けた職員の治療費、慰謝料等支払いで示談書を交わしたということでございまして、被害を受けた職員が全て次長に委任したということでございますので、次長と加害者との間で当然示談が成立したわけですから、それ以上のものではないということでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 悲しくなるくらいお粗末な答弁だと思いますけれども、いいですか、組織として警察に被害届を出したのでしょうか。これは現場からすれば許せない。全治2週間、公務執行妨害されて、それで怒らない現場があるとすれば、そんなそれは組織ではないだろうと。組織として管理者がそれとやりなさいと届け出たのですよと。取り下げるときに組織を指示がなくて、誰が取り下げののですか。そのいきさつをちゃんと前の消防長から聞いていると思いますから、どうやって誰がどんな指示を出して警察から取り下げたのか、示談をしてくれという話は誰から誰にあって誰がどうしたのですか。示談は、加害者と被害者があって、最終的には示談は成立するのです。しかし、その間に殴られた本人が示談したいなんて言うはずがない。消防の幹部がこんな、何とか示談にならないかと、何とか示談にならないかという話をするとするのは当たり前でしょう。だったら、何とか示談にならないかという話を今現場の署長にも聞いた。団結力と使命感と、この消防魂みたいなものがやっぱり必要でしょうということを冒頭に聞かされた。そういう人たちが、本当にそういう自分から取り下げなんかしますかと。命令がある、指示がある、警察に届け出たときも少なくとも上司に相談をする、管理者まで相談をする事案でしょう、これは。管理者、知らないのですか。管理者が何か言わなければ、こうもひっくり返るなんていうことがあり得ないでしょう。管理者は何も言っていないのですか。管理者に答弁をいただきたい。これは、当時消防長ではないからわからない。

○堀越利雄議長 戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 この前の7月の議会のごときにもご答弁申し上げましたけれども、私から取り下げのことにつきまして指示はしておりません。

○堀越利雄議長 伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 本当ですか、管理者。自分の心に恥じないですか。私の発言がおかしいのだ  
ったら、私を告訴したらいい。前回は申し上げたけれども、私もいつでも辞表を出さなければいか  
ぬと思っております。それぐらい重い発言をしていると思っております。圧力も感じています。しか  
し、この問題はとても深い。そして、組織、消防で働く人々に大きな傷を、あるいは士気をそぐ、  
そういうことになります。これがまかり通って、これが正常なのだという判断で組織運営が行われ  
るとすれば、吉川市民の財産である消防が腐っていく、そのことを大変恐れます。市長、胸を張っ  
てください。そして、今から新たに管理者にもなるという人でありますので、いいですか。指示を  
しないで、報告も連絡も相談もなく取り下げていいのですか。管理者、そんな組織ですか。取り  
下げるときには、警察に行くときには連絡が来て、やれと言ったのでしょうか。取り下げるときに管  
理者の指示もなく取り下げる、そういう組織ですか。伺います。

あわせて、消防長。こう取り下げるときは連絡もなく取り下げますか。

○堀越利雄議長 酒井消防長。

○酒井 誠消防長 お答え申し上げます。

示談の手続につきましては、被害者と第三者との間で行うとなるので、原則は組合は介入いたし  
ません。組合としましては、事務手続などで介入するということをございまして、第三者が示談に  
ついてのことで組合が判断するということはございません。

以上でございます。

○6番 伊藤正勝議員 何かとぼけたような。だから、そんなことは、最後の示談のときはそんなの  
だよ。だけれども、示談にしなさいと、若い被害を受けた職員が自分のほうから示談しますか。加  
害者と直接会いますか。だから、中に入りなさいと。では、当時の次長が中にずっと私が入ってや  
りますなんて言いますか。消防長が指示をしたのでしょうか。消防長が指示をするのだったら、消防  
長は取り下げますよと。市長は警察に行っていと云ったものを連絡もしない、指示も受けない、  
相談もしない、そうして取り下げるなんていうことがありますか。そこを答弁してくださいよ。そ  
ういうことを言わないのが隠蔽だと言っている。そして、みんなでこう、みんな知っていますよ、  
誰が来たか。みんな、あなた方がいないときに陳謝に来たわけだ、加害者が。答弁でもそう言っ  
ている。みんな職員が見ている。そういう間があるからであって、これ最後にしますけれども、そ  
ういう組織ですか。あなただったら連絡もなく指示しますか。示談の判断を言っている。示談のそ  
の手続や最終的な部分を言っているわけではない。暴行事件、全治2週間、公務執行妨害、事実上の  
現行犯だ。職員ならずとも消防魂を持っている、あるいは普通の社会的な常識で言ってもそう  
いうことは許されない。当たり前のお話をどうして当たり前でなくしているのか。組織としても、運営と  
してもおかしい。最後に、もう一回聞きます。あなただったら連絡もなしにやれますか。

○堀越利雄議長 鈴木吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 私、当時次長兼総務課長を携わっておりまして、先ほどありましたとおり



職員であります当事者と加害者の示談の取り決めに立ち会ったものでございます。

まず、暴行罪としての被害届につきましては、事件のあった際に相手方が誰だか特定できなかったこと等がありましたことから、警察に届け出たものでございます。その後加害者から謝罪の連絡が入りまして、消防本部に来ていただきまして、謝罪と今後の示談に向けた話がございました。そのことを当事者の職員に話したところ、職員自身も事を大きくしたくない、それから加害者に対する刑罰も望んでいないということで、当事者の納得の上、私の上司である消防長とも相談した上で取り下げの手續をしたものでございます。

以上です。

○堀越利雄議長 伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 信頼感と団結力にひびが入ってはならないと思います。今の鈴木署長、経過はそういうことでしょう。しかし、鈴木署長も一次長でありまして、消防長の指示によってしか動けないと。その結果と経過を申し上げられたと思うのですけれども、消防長の指示を受けたのだと思いますけれども、消防長は誰の指示を受けたのかと、消防長が独自に判断して何かやれますかと。この管理者が、法律的にもリーダーとしての位置づけを明確にされている。消防長も一部から重要なことをトップに相談もなくやるなんてことはあり得ない。市長、心の中にしっかり聞いてもらいたい。もうこれでいくのだと、示談でやったのだから、もうそれ以上はいかない、プライバシーにかかわることだ、もうそれで押し通せみたいな打ち合わせがあつて、その線に沿ってどんどんと来ているかなという、そういう印象も受けます。

質問をします。私が問題にしているのは、組織的な、そういう管理者の指示もしているかしていないか、曖昧な答弁しかできない。あるいは、一旦警察に届けたものを組織内での協議もなく取り下げていく。そして、本人が加害者が謝りに来た、多くの職員が見ていた。どんどん、あの関係者だと、あれならどこからか天の声が聞こえてきてもおかしくないなと。私も、この間市長の非常に近い関係者、地域の有力者、政治的にもこれまでの交流関係からも切っても切れない、断り切れない、頼まれたら。そういう関係にある加害者の一族、みんなが知っている。酒井消防長は、さっきの答弁の中で、一市民との市長との関係でありますと。一市民、市民であることは間違いない。しかし、市役所でも大幹部だ、その一族は。議会でも大幹部だ。みんなが知っている、あなた方。とするならば、当然頼まれたか、あるいはこれからのいろんなことを考えて、なかったことにする。組織も議会も周りも、みんな自分がただ何とでもなる。みんな知っている、みんなが知っているけれども、みんな黙っている、知らぬふりをせざるを得ないというような空気が流れている。うまくいけば、ばれずに済む。何とかなる。たかをくくり、そして人々の気持ちではなくて、自分の利害に忠実になって考えると、この事態はよくわかる。何で取り下げたのか。職員の皆さん、私はきょう来るときも一回りしてみんなの顔を見てきました。はつらつとしている。同時に、私を見る目線はぐっと直視をしてくれた、人々は。ここの幹部の皆さんは、若干雰囲気違う人たちもいます。

しかし、現場の人たちが注目をしていることは間違いないし、市長、これは地域社会も注目をしています。消防魂を持った使命感に燃えているはつらつとした消防の職員に対して、この答弁、この対応、どんなメッセージとして伝わっているのか。とてもそら恐ろしい寒々としたものを感じるのは私だけではないと思います。

市長に改めて伺っておきます。この間は、酒井消防長が答弁して一市民との関係だと、一市民であることは間違いないと。加害者はどうですか。私が言うとりわけ重い関係者、深い関係者、本来ならばなかったことでは済まされない。さっき答弁がありましたけれども、最初に被害届を出したときは誰かわからなかった、その後誰かわかってきた。陳謝したいとも言ってきた。何とかならないかと。表に出たらいろんなところで障害が出るかもわからない、差しさわりのあるかもわからない。何とかこれまで培ってきた人脈、いろんなことで表に出さないでも済む、そういうふう考えたとしてもおかしくはありません。私は、大胆にそういう推測を交えた結論に今立っています。もちろんあらゆる関係者に迫って、いろいろと取材を深めています。断片的にしか言わない、たじろぐ、おびえる、避ける、いろんな人たちの行動も含めて、どういう状況なのか。誰がこの背後にいるのか。地元の超有力者であり、地方権力のまさに頂点にいるのがこの管理者であります。これまでのあなたと加害者との関係について私は申し上げましたけれども、事実関係に違いがあれば、そしてあなたはどのようなふうにお考えなのか、伺っておきます。

○堀越利雄議長 戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 伊藤議員からも今お言葉の中で推測のご質問でございますけれども、伊藤議員の推測しているものとは全く違ひまして、今までご答弁してまいったとおりでございます。

以上です。

○6番 伊藤正勝議員 市長にしては珍しく、少し迫真力が足りないかなと。いいですか。

○堀越利雄議長 いや、伊藤議員、先ほどからちょっと注意しようと思っていたのですが、議長の指名があってから発言してください。

伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 いや、人間はいろんな利害関係もあります。弱い面もあります。間違いもありますし、魔が差すこともあります。そして、一つの発言を繰り返していると、それが真実のように自分で思い込む、そして周りに思い込ませていく、そういうこともあります。

しかし、リーダーとしてどうあるべきなのか、志というものを新たに選挙という形で挑戦をされるのであれば、高くお持ちであろうと思います。自分に正直で、勇気と情熱と誇りを持って臨まなければならない、そういうことがトップであるリーダーシップであろうと思います。地域社会の人々、世間の常識、そして子供たちにこれから道徳教育なんかも入ってくるようでありましてけれども、こんなことでいいのですかと。これが、私がもう時間がないので最後に申し上げておきますけれども、管理者、消防長、こういうのを組織を挙げた隠蔽工作というのですよ。私は、いろんな人に全

部現場の人たちにも聞いています。あなた、特に途中でころころ変わって、どこまで前の管理者とも意思疎通で、前の管理者にもぜひ聞きたい。彼もびびっている、何か知らないけれども、消防長も。とにかく管理者として、子供たちにもこれでいいの、こういうのを組織を挙げた隠蔽工作だと、私が今申し上げている。最後に、管理者、この私の言葉に抗議でも釈明でも、コメントをいただきたい。よろしく。

○堀越利雄議長 戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 伊藤議員が推測されている質問内容は、全て事実ではございませんので、私は今まで管理者として消防職員の立場に立ってきちっと指導してまいりましたし、今回のいわゆる隠蔽と言われているものは全くございません。

以上です。

〔「そうしたら、告訴でもして」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時48分

○堀越利雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第6、報告第2号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 報告第2号 専決処分事項の承認についてをご説明いたします。

専決処分した事項につきましては、平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）でございませぬ。

職員の給与に関する条例等を準用する吉川市におきまして、人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給料月額、通勤手当及び勤勉手当の額を改定する吉川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、当消防組合におきましても、吉川市条例を準用する条例により同様の施行を行うため、12月1日を基準日とした期末勤勉手当の支給などに反映させるための

予算措置が必要となり、緊急に消防職員給与費のみを内容とする平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行ったものでございます。

また、松伏町におかれましても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の給与に関する条例が改正されているものでございます。

詳細につきましては、消防本部次長から説明をいたさせます。

以上、ご報告を申し上げますとともにご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○堀越利雄議長 地引次長。

○地引二郎次長兼総務課長 それでは、専決処分をいたしました事項の平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の議案書、報告第2号 専決処分事項の承認についての次のページ、別紙の平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の10ページ、11ページをお開きください。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明いたします。

まず、歳出でございますが、3款1項消防費、1日常備消防費の消防職員給与費でございますが、2節給料の消防職給料につきましては、平均0.28%の給料表の改定が平成26年4月1日までさかのぼり適用されることに伴い、消防職員149名分の差額を含めた給料を支給するために167万8,000円を増額するものでございます。

3節職員手当等につきましても、同様に給料表改定により影響する手当、通勤手当及び勤勉手当の引き上げに伴い支給するものでございまして、職員手当等として総額1,053万9,000円を増額するものでございます。また、埼玉県市町村職員共済組合負担金と埼玉県市町村総合事務組合負担金は、給与の増額に伴い増額するものでございます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページにお戻りください。歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金でございますが、歳出消防職員給与費の1,468万7,000円の財源を平成25年度消防費基準財政需要額の割合に応じまして、吉川市負担金63.85%で937万8,000円、松伏町負担金36.15%で530万9,000円を負担していただくものでございます。

以上で、報告第2号 専決処分事項の承認にかかわる平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

○堀越利雄議長 報告第2号につきましては、平成26年12月9日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認については、承認することに決しました。



#### ◎第14号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第7、第14号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第14号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をいたします。

歳入につきましては、予算現額17億7,969万3,000円に対しまして、収入済額17億7,280万6,738円でございます。

歳出につきましては、予算現額17億7,969万3,000円に対しまして、支出済額17億4,273万918円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は3,007万5,820円となりまして、全額を平成26年度への繰越金とさせていただきます。

主な事業につきまして申し上げますと、1点目は通信指令管理事業で消防・救急無線の通信方式をアナログ方式からデジタル方式へ移行するため、消防・救急デジタル無線設備基地局を整備したものでございます。

2点目は、車両整備事業で、吉川消防署に配備されておりました消防ポンプ自動車を更新整備し、少量の水で効果的な消火が可能な圧縮空気泡消火システム搭載の車両を配備したものでございます。

3点目は、吉川市消防団器具置場維持管理事業で、築35年以上が経過し老朽化が進んだ第8分団機械器具置場の新築工事と、吉川市消防団車両整備事業で運用開始から19年が経過した第4分団車両を更新整備しました。また、松伏町消防団器具置場維持管理事業では第5分団の機械器具置場建設予定地の測量分筆並びに用地整備を行い、地域の災害拠点となります消防団器具置場の整備と万全な出動体制を図ったものでございます。

以上が、平成25年度一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5

項の規定に基づき提出しております主要施策成果及び事業実績説明書をごらんいただき、認定をいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をいたさせます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 次に、相川勘造会計管理者より説明を求めます。

○相川勘造会計管理者 それでは、平成25年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

別冊の決算書をごらんいただきたいと存じます。9ページ、10ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書によりまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも14億5,255万1,000円でございます。当消防組規約第14条に基づきまして、構成市町から常備分及び非常備分としてご負担をいただきました組合負担金でございます。前年度対比では1%、1,420万8,000円の減で、収入済額全体の81.9%の構成比でございました。負担金額は、右側でございます備考欄のとおりであります。なお、構成市町における常備消防費の負担割合を申し上げますと、吉川市が63.81%、松伏町が36.19%でございました。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、予算現額41万1,000円に対しまして収入済額は48万8,800円で、当初の見込みより危険物に係る申請が多かったことから、予算現額に対しまして7万7,800円増の収入済額となっております。

次に、3款財産収入でございますが、収入済額3万7,223円で、前年度と比較いたしますと3万4,845円増の収入済額となっております。

次に、4款繰入金でございますが、収入済額1,571万円で、消防救急デジタル無線設備整備及び水槽付消防ポンプ自動車更新整備に伴う組合債以外の財源として、消防施設整備基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次に、5款繰越金は、収入済額3,105万3,925円でございます。

6款諸収入は、収入済額616万8,175円で、その主な内容は消防団員の退職報償金を消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金360万7,000円となっております。

11ページ、12ページをお開きください。7款組合債は、収入済額2億1,660万円で、水槽付消防ポンプ自動車更新整備に3,880万円、消防救急デジタル無線設備整備に1億6,030万円、吉川市消防団車両更新整備に910万円、吉川市消防団器具置場新築工事に840万円を借り入れし、財源として充当したものでございます。

8款国庫支出金は、収入済額5,000万円で、消防救急デジタル無線設備整備に国庫補助金として充当したものでございます。

9款県支出金は、収入済額19万7,615円で埼玉県広域災害等システムアクセス用の情報機器端末

整備に県補助金として充当したものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額17億7,969万3,000円に対しまして、調定額及び収入済額とも収入率99.6%の17億7,280万6,738円でございます。収入済額の対前年度との比較は12.7%、2億10万9,861円の増で、組合債及び国庫並びに県支出金の増額が主な要因となっております。

続きまして、歳出でございます。13ページ、14ページをお開きください。1款議会費は、議会運営事業に要した費用でございます。支出済額は153万451円でございます。

次に、2款総務費は、当組合を管理する管理者等、また公平委員会、監査委員の管理運営事業に要した費用で、支出済額55万7,921円でございます。

次に、3款消防費は、歳出における構成比90.6%で、支出済額は15億7,798万4,605円でございます。

目別に申し上げますと、1日常備消防費は、支出済額14億995万5,884円で、消防救急デジタル無線整備事業費2億2,260万円を平成24年度から繰り越しております。

右側にあります備考欄のとおり、人件費となります消防職員給料、手当及び共済費を含みます消防職員給与費が11億663万1,487円で、歳出総額全体の63.5%の構成比となっております。

15ページ、16ページをお開きください。備考欄中段の研修事業は、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、埼玉県消防学校、救急救命士養成負担金などに676万8,775円を支出しました。

19ページ、20ページをお開きください。備考欄中段の少年消防クラブ運営事業は、将来の防災活動を担う人材育成を目的として、平成24年度に結成いたしまして、毎月活動を実施しており、クラブ員の被服の購入や教材等の購入などに28万212円を支出しました。

同じく備考欄中段の火災予防事務事業は、住宅用火災警報器普及啓発活動として、構成市町の公用車に普及啓発マグネットの貼付を依頼し、管内の住民に住宅用火災警報器設置の促進を図るなどに40万5,730円を支出しました。

21ページ、22ページをお開きください。備考欄下段の応急手当普及啓発事業は、普通救命講習修了証やAEDの使用法を指導するためのAEDトレーナー用の消耗品などに98万268円を支出しました。

以上が、常備消防費の主な支出内容となっております。

25ページ、26ページをお開きください。次に、2目消防施設費でございますが、支出済額7,634万4,586円で、備考欄上段の庁舎維持管理事業は、防災拠点となる消防施設の環境整備として、空調設備の老朽化に伴い、消防本部3階会議室の空調設備をパッケージ型空調機器に設置変更を行うなど3,379万419円を支出しました。備考欄下段の車両整備事業は、先ほど管理者より主な事業でご説明しましたとおり、水槽付消防ポンプ自動車の更新整備に4,221万円を支出しました。

以上が、消防施設費の主な支出内容となっております。

次に、3目非常備消防費でございますが、支出済額が6,482万6,808円で、吉川市並びに松伏町消防団運営に係る団員報酬、費用弁償や補助金などが主な支出でございました。

29ページ、30ページをお開きください。4目非常備消防施設費でございますが、支出済額が2,685万7,327円で、吉川市消防団機械器具置場の新築、解体工事や消防団車両更新整備、また松伏町消防団器具置場の修繕料、敷地借上料などを支出しました。

以上が、非常備消防費等の主な支出内容となっております。

31ページ、32ページをお開きください。4款公債費は、歳出における構成比の8.2%で、支出済額1億4,308万1,734円でございます。平成25年度においては、歳入にてご説明いたしましたが、水槽付消防ポンプ自動車更新整備に3,880万円、消防救急デジタル無線設備整備に1億6,030万、吉川市消防団車両更新整備に910万円、吉川市消防団器具置場新築工事に840万円、合計2億1,660万円を借り入れしております。

次に、5款諸支出金でございますが、支出済額は1,957万6,207円で、前年度の常備消防費繰越金の一部と消防施設整備基金利子を全額積み立てたものでございます。なお、消防施設整備基金は、先ほど歳入の繰入金でご説明しましたとおり、消防救急デジタル無線施設整備及び水槽付消防ポンプ自動車更新に1,571万円を取り崩し、平成25年度末におけます基金積立金残高は3,166万7,751円となっております。

最後に、6款予備費でございますが、当初予算額200万円のうち、消防議会会議録印刷製本費や車両の緊急修繕に伴う修繕費用などに32万7,000円を充当したものでございます。

以上、歳出合計、予算現額17億7,969万3,000円に対しまして、支出済額17億4,273万918円で、執行率は97.9%でございました。支出済額の前年度との比較は13%、2億108万7,966円の増で、消防救急デジタル無線施設整備及び水槽付消防ポンプ自動車更新による増額が主な要因となっております。

以上で、平成25年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○堀越利雄議長 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○小島伊紀監査委員 監査委員を代表いたしまして、平成25年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

平成26年8月25日に五十嵐監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して作成されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。平成25年度決算の概要を申し上げますと、歳入は前年度と比べて2億10万9,861円、12.7%増の17億7,280万6,738円で、



予算現額に対する収入率は99.6%でございました。歳入のうちの81.9%が、吉川市と松伏町からの負担金でございました。

歳出は、前年度と比べ2億108万7,966円、13%増の17億4,273万918円で、予算現額に対する執行率は97.9%でございました。別に配付させていただいております決算並びに基金運用状況審査意見書のとおり総括的な意見を述べさせていただきますと、平成25年度決算におきましては、当該年度における予算方針のとおり、おおむね市町民の消防ニーズに対応した適正かつ効果的な予算執行及び事業運営が行われていたものと推測されるものでございました。内閣府におけます平成26年11月の月例経済報告によりますと、「景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とのことですが、依然として構成市町を取り巻く財政状況は厳しいものでございます。

異常気象などにより、これまで考えられなかった災害が全国各地で多発しており、災害発生時に地域住民の消防へ寄せる期待は大きいものでございます。災害発生後の対応はさることながら、地域住民への防災及び救命に対する知識の向上を図り、自主防災組織育成など地域に密着した取り組みも充実強化を図っていただきたいと存じます。

また、老朽化した消防施設や車両資機材等の更新や維持補修に向け、多額の経費の支出が見込まれますことから、徹底した経費削減と消防施設整備基金を計画的に活用し、構成市町負担金の平準化を図るよう、適正な運営管理に努めていただくことを期待いたしまして、平成25年度決算審査における報告とさせていただきます。

○堀越利雄議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤議員の質疑を許可いたします。

○6番 伊藤正勝議員 平成25年度の吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算について、通告に従って質問をいたします。

この第14号議案、内容のご説明を願うわけでありまして、消防、救命、市民、町民の財産であります人も組織も機材も、さらに有効に活用して明瞭闊達な運営ができる、そういう気持ちも込めて、応援歌のつもりで市民に披露する、そちら答弁のほうは市民に消防の役割、仕事を少しでも理解をいただくというきっかけにさせていただければと、そんな思いで質問を提出をいたしております。

まず、消防費についてでございます。消防救急デジタル無線設備の整備費は、主な内容でございます。成果表、あるいは監査委員による審査報告も拝見をいたしました。この消防救急デジタル無線設備に24年度からの事業が完了したと。エリアの拡大、不明瞭な音声の改善、災害時の情報がより一層綿密に、そして保護もされる方ということになっているということでございます。もうちょっと具体的に説明をすると、實際上、これまでこうだったのだけれども、こういう具体的に効果がありますよと。現場での実感を踏まえた説明をいただければと。その効果、活用による変化、これ

からへの活用ということも含めて、ご説明いただければということでもあります。

総費用と地方債の償還や継続管理についても、伺っておきます。これまでとの違いを含めてご説明いただければということでもあります。

次に、消防費でございます。13ページから26ページにわたっています。予防接種委託料、健康診断委託料。消防は、体力、健康、心身ともに健全でなければならない、務まらない業務であります。予防接種、健康診断、いわゆる市や町の職員などと違うようなところがあれば、そこを重点にちょっと一言ご説明をいただきたい。

火災予防事業についてであります。住宅防災対策の進展があったという成果表の文言も見ました。アンケートも実施したということでもありますけれども、調査内容、その活用についても伺っておきます。

消火器詰めかえ料など、その基準、内容更新ということ。これ1つ事業名を入れ損ないましたけれども、車両資機材管理事業の中の消火器詰めかえ料でございます。よろしく申し上げます。

呼吸器保守点検委託料など12の委託料の内容について、その変更点があれば、そこを中心に内容をご説明いただきたい。ガス測定器保守点検、患者監視装置保守点検、除細動器保守点検など12の委託料が掲載をされています。ポイントだけで結構であります。

応急手当普及啓発事業、その拡充内容、今後の取り組みについても伺います。

救急医療連携事業、きょうも救命救急士の研修中に事故があったという報告がありましたけれども、これも含めて救急医療連携事業だと受けとめています。救急の事後検証をさらに充実をさせた、時間短縮や適正利用の呼びかけもやると成果表にも提出されていたけれども、どういうふうに時間短縮が実現をしてきたのか。その実情、適正利用の呼びかけは、どういう状況の中でどんな呼びかけをして、その効果を含めてご説明いただければと。そして、これからの取り組みについても伺っておきます。

消防業務及び救命救急士賠償責任保険料、その内容。保険の適用の事例。この1年とともに過去5年程度の件数や内容はいかがかということでもあります。

庁舎維持管理事業、ポイント。車両整備事業について、ポイントを伺っておきます。

庁舎改修工事費については、その内容。この消防本部は、吉川の庁舎が老朽化して、いざというとき対応できない可能性もあるということで、その場合はこの消防本部を危機管理センターとして機能を果たしたいということになっています。機能が果たせる状況にあるのか。どんな改修なり整備が行われたのか、今後の整備方針、その前に危機管理センターの役割を果たすとすれば、何が必要なのかと、基本的にその認識もあわせて伺えればと思います。

非常消防費でございます。26ページから29ページに当たっています。消防団運営事業。消防団の給与費とも関連して、定数の充足の状況、課題は何だというふうに。そして、今後の方向性についても言及していただければということでもあります。

消防団の訓練内容等も成果表での数字の掲載もございました。出初め式や総点検は、訓練と位置づけられているというふうに推定をしておりますけれども、それらを含めて、この表の掲載に沿って活動状況の内容、そしてその他出番ということでもございますが、これはどういうことなのかということ、延べ人数が出ていますけれども、全く出動していない、そういう人もあるのかなのか。多い人と少ない人の実情みたいなことを含めて、実態をご説明を願いたい。

そして、去年の12月、国会で議員立法の形で、消防団を事実上地域の中核として強化していこうという名称は長々としていたと思いますけれども、事実上の消防団強化法が成立をいたしました。ポイントは、地域防災のかなめ役に消防団を位置づけて、防災の体制をしっかりと整えようということにあるのだと思います。本当にこの活動状況とあわせて、地域防災のかなめになり得るのか、現状、そしてかなめとするにはどうすればいいのか。これからということでお考えを伺えればということであります。

消防施設整備費。消防団の機材置場、あるいは詰所ということでもあります。整備の実情について、全体として今どういう状況で、これからどんな整備方針で臨まれるのか、3年程度先までを見通した答弁があればありがたいということでもあります。

以上、若干多岐にわたりますけれども、決算の機会でございますので、ぜひ市民に向けて消防のいい意味でのPRに役立ててほしいと、そんな思いで。これは時間の制約がありませんので、答弁のほうは存分にさせていただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

○堀越利雄議長 6番、伊藤議員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の消防救急デジタル無線設備の具体的整備についてでございますが、庁舎屋上にアンテナ塔1基及び非常用発電機の設置、指令室にデジタル無線の送受信を行う機器の設置、緊急車両に車載型の無線機と携帯無線機を整備したものでございます。

効果につきましては、デジタル無線に切りかわったことで通信の秘匿性が向上し、傷病者などの個人情報により一層保護されることとなりました。

活用による変化と違いでございますが、平成26年7月1日をもってデジタル無線の運用を開始してございまして、他の無線機から送信された電波を基地局である指令室の機器を中継して、他の無線機に送信するシステムとなっており、そのため今まで以上に交信範囲が広がり、情報伝達が改善されたものでございます。

また、ノイズも少なくクリアな音声で通信が可能となりました。

継続、管理、今後についてでございますが、現在もデジタル無線が未整備な団体もございまして、広域的な消防活動においては他の消防本部等と交信することもあり、平成28年5月31日まではデジ

タル無線とアナログ無線の両方を使用するものでございます。また、両方の無線設備の適切な運用を図るため、24時間365日のオンコール保守契約を結び、不測の事態にも対応できるよう努めるものでございます。アナログ無線の運用停止後は、デジタル無線で災害などを対応することとなります。

以降の質問につきましては、それぞれ事業の関係する主管課長が答弁をいたします。

以上でございます。

○堀越利雄議長 引き続き答弁を求めます。

地引次長。

○地引二郎次長兼総務課長 それでは、2点目の通信指令管理事業の消防救急デジタル無線基地局工事費の総費用と地方債の償還につきましては、総費用が2億2,260万円でございます。財源内訳は、組合債が1億6,030万円、国庫支出金が5,000万円、消防施設整備基金からの充当が1,230万円でございます。

地方債の償還におきましては、管内金融機関7行から利率の提示を求め、最も低利でありました埼玉りそな銀行と1年据え置き、10年間償還、利率0.332%で借入れを行いました。なお、後年度の財政運営の健全化を損なわないよう、交付税算入のある有利な事業債を活用し、構成市町負担金の平準化に努めたいと考えております。

3点目の予防接種委託料でございますが、救急活動などにおけます職員の感染症予防対策として、新採用職員、新任救急隊員及び接種後10年以上経過した職員を対象に、破傷風及びB型肝炎予防接種を実施したところでございます。これらの予防接種は、消防独自のもので継続的に実施しているものでございます。また、平成25年度は、首都圏におきまして風疹感染が流行いたしましたことから、救急隊員を対象に予防接種を実施しました。

次に、健康診断委託料でございますが、労働安全衛生法などの法令に基づき、1年に1回の定期健康診断を実施したものでございます。また、交代制勤務の職員は、深夜業を含む業務に従事していますことから、特定業務従事者健康診断を、同様に潜水救助隊員の職員も潜水業務に従事していますことから、高気圧業務従事者健康診断を定期健康診断とは別に実施したものでございます。

9点目の消防業務及び救急救命士賠償責任保険料、その内容。保険適用の事例でございますが、その内容につきましては、消防業務の遂行に起因して、第三者に身体障害や器物破損など、法律上損害賠償責任が生じた場合の賠償金や初期対応に要した費用を補償するものでございまして、対人対物支払限度額が1名につき1億円、1事故につき3億円となっております。

救急救命士賠償責任保険の内容につきましても、同様に救急救命士が行う業務に起因した損害賠償責任が生じた場合に賠償金等を補償するものでございまして、補償額が身体賠償1事故につき1億円、身体賠償総保険金額3億円となっております。

保険適用の事例でございますが、救急救命士賠償責任保険につきましては、この1年と過去5年

間に2件ございました。1件目につきましては、平成24年5月25日、越谷市立病院にて救急救命士が気管挿管の病院実習中、医師の管理下で実施する医療行為で、救急救命士の職員が喉頭鏡を口腔内に入れ喉頭展開をしたところ、上前歯2本を破折したもので、損害賠償額は31万1,380円でございます。

2件目につきましては、先ほど管理者が行政報告で説明した事案でございます。

次に、10点目の庁舎維持管理事業でございますが、庁舎改修工事費について。その内容につきましては、消防本部3階議場並びに会議室の空調をパッケージ型設備に更新し、松伏消防署の外灯を増設したものでございます。

吉川市庁舎にかわる危機管理センターの機能も果たせるかにつきましては、吉川市地域防災計画第2編、震災対策計画に基づき、吉川市庁舎が被災し、災害対策本部の設置が不可能な場合は、消防本部庁舎に設置することになっておりますことから、吉川市におきまして、平成24年度に3階会議室へ電話回線などの引き込み工事を行い、現在会議室には電話回線が5回線で、分配器により実質10回線とインターネット回線1回線を保有しております。吉川市代表電話への受信、関係機関への発信などの情報システムを確保しており、また消防組合が保有する携帯型無線機など、状況に応じて共有することが可能でありますことから、機能は果たせるものと考えております。

次に、11点目の庁舎関係の今後の整備方針でございますが、吉川松伏消防組合消防計画第3章、消防力等の整備計画におきまして、消防庁舎の更新の目安を50年とし、20年及び40年経過時に所要の点検補修を行うことになっております。庁舎の整備はございませんが、消防本部及び吉川消防署庁舎は平成6年竣工で築20年が経過しており、空調などの一部の付帯設備は段階的に改修補修を進めている状況でございます。平成10年竣工の松伏消防署、平成16年竣工の南分署を含め、庁舎の劣化状況や財政業況など、構成市町と協議しながら点検補修を進めてまいります。

以上でございます。

○堀越利雄議長 引き続き答弁を求めます。

戸井田予防課長。

○戸井田 勉予防課長 4点目の火災予防事務事業の住宅防火対策の実状でございますが、吉川市民祭り、松伏町民祭り、各自治会で行われている自主防災訓練など、多数の住民が集まる機会や住民に対して実施している出前講座をとおして、放火をされないまちづくり、住宅用火災警報器の設置推進及び維持管理、防災製品の使用促進、火気の取り扱いなど、火災予防に関する事項を中心に火災予防啓発活動を実施しております。

また、構成市町の広報誌、当消防組合のホームページなどへ火災予防の徹底について広報を実施しております。

続きまして、アンケート調査の内容と活用はでございますが、アンケート調査につきましては、多数の住民が集まるイベントなどを利用して、住宅用火災警報器の設置状況を確認しております。

活用方法につきましては、住宅用火災警報器の設置促進及び設置後の維持管理の広報に活用させていただきます。

○堀越利雄議長 引き続き答弁を求めます。

伊藤警防課長。

○伊藤嘉則警防課長 5点目の消火器詰めかえ料など。その基準、その更新はについてでございますが、詰めかえ料には、消防車両が災害に使用した場合の詰めかえ料、災害使用ではなく定期による詰めかえ及び一般住民が初期消火に協力した場合の詰めかえ料が含まれるものでございます。

常備消防車両に積載の消火器につきましては、使用した場合、または5年に1回の詰めかえを実施しております。また、初期消火に使用した住民所有の消火器は、吉川松伏消防組合消火薬剤交付要綱に基づき詰めかえを実施しているところでございます。

さらに、更新に関しましては、それぞれメーカーの耐用期間を目安に更新をしているところでございますが、車両積載という特殊な環境にある消火器であることから、日ごろの点検において異常が認められた場合は即座に更新するものとしております。

6点目の呼吸器保守点検委託料など12の委託料の内容、変更点などについてはでございますが、大きく分けて3つに分類し、ご説明いたします。

1つ目は、災害活動における隊員の安全確保を目的とした保守点検でございます。これに該当する保守点検は、呼吸器、ガス測定器、作業環境測定の3つでございます。

2つ目は、救急活動における傷病者管理に使用する資機材の点検でございます。これに該当する保守点検は、患者監視装置、除細動器、人工呼吸器、ストレッチャーの4つでございます。

3つ目は、機能、性能等の維持管理を目的に行う保守点検でございます。これに該当する保守点検は、クレーン、はしご梯体、船舶、ポンペ、高圧ガスの5つでございます。

以上の12件が専門業者における保守点検の内容でございます。

変更点などについてはでございますが、労働安全衛生法、医療法またはメーカー推奨による点検がありますことから、毎年実施、2年、3年、5年、または7年に1回実施するものとさまざまであることから、毎年予定する保守点検の件数につきましては、これらのことから実施件数に変動が生じるものでございます。

7点目の応急手当啓発事業の拡充内容についてご説明いたします。平成24年9月より、応急手当の裾野を広げ、普及拡大を目指すために、市町民の方々に対する標準的な講習として、今まで開催しておりました普通救命講習、上級救命講習に加え、小学校高学年以上を対象とした救命入門コースを開設いたしました。

平成25年度につきましては、さらなる救命入門コースの充実を図るために、訓練用人形などの資機材の整備とともに、短時間で適正な知識と技術を習得できるよう、講習時に使用する教材を見直し、新たに作成したところでございます。

今後の取り組みでございますが、職員だけでなく、引き続き吉川市及び松伏町の女性消防団員と協力し、積極的な普及啓発活動を実施するとともに、市町民の方々のニーズに沿ったインターネットを利用した分割型講習の充実なども行ってまいりたいと考えております。

8点目の救急医療連携事業、救急事後検証の内容、時間短縮や適正利用の実情についてご説明いたします。

事後検証についてでございますが、平成15年より救急隊の質の向上を目的とし、心肺停止傷病者、緊急度の高い外傷傷病者などの事案に対して、指導医による面談式及び書面式にて検証を実施しているものであります。いずれも救急隊の行った活動や処置、病院の選定などが適切であったかなど、救急の専門医により指導をいただき、その内容について各救急隊にフィードバックを行うことで情報を共有し、今後の活動に生かしているものでございます。平成25年度の面談式事後検証は6件でございました。

次に、時間短縮についてでございますが、平成25年中の救急件数3,719件のうち、119番入電時から現場到着までの時間は平均7.3分でございました。全国の平均が8.3分でございますので、1分ほど早い時間となっております。今後も受信時の迅速かつ的確な情報聴取、情報伝達などの向上を図り、時間短縮に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、救急車適正利用でございますが、平成25年中における軽症者の割合は53.9%でございまして、平成24年中における軽症者の割合56.7%と比較いたしますと2.8%減少しておりますが、軽症者が半数以上を占めている状況でございます。

救急車の適正利用につきましては、吉川市、松伏町の広報誌、消防組合ホームページ、救急キャンペーンなど行事を通じて対応を図っておりますが、今後も自治会や事業所などの消防訓練や救急訓練などを利用しての広報活動を引き続き行い、市町民の方々のご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

車両整備事業についてでございますが、消防車両の更新の目安に基づき今後5カ年における更新予定につきましてご説明をいたします。

平成27年度につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台、予防車1台。

平成28年度につきましては、消防ポンプ自動車1台、搬送車1台。

平成29年度につきましては、救急車1台、搬送車1台。

平成30年度につきましては、消防ポンプ自動車1台の増車。

平成31年度につきましては、救急車1台。

以上が今後5カ年における計画でございます。計画に際しましては、経過年数を基準とし、それぞれの消防車両における使用の頻度、故障修理等の履歴、経年劣化の度合い、走行距離といったさまざまな状況と、吉川市、松伏町の財政状況を考慮して計画をしているものでございます。

13点目の定数と充足数、課題は何かについてでございますが、消防団員の条例定数は、吉川市消

防団320人、松伏町消防団126人となっており、それに対しまして現在の消防団の実員数は、吉川市消防団306人、松伏町消防団106人となっております。充足数につきましては、吉川市消防団95.6%、松伏町消防団84.1%となっております。

課題といたしましては、両消防団全体での20歳代の者の占める割合が3.8%となっております。長期的に消防団員を確保するためには若年層の人材の確保が重要であると認識しておりますので、今後につきましては若年層の入団促進についてさらに研究を進めてまいります。

14点目の出初め式、総点検は訓練と思うが、活動状況の内容、その他出番を含めご説明をについてでございますが、出初め式については、新春恒例の行事となっており、住民へのアピールとして一斉放水や消防隊の訓練など、ふだんでは見ることのない活動を間近で披露することによって、消防への理解と信頼を深められるとともに、住民の火災予防に対する啓発活動として実施するものでございます。

また、特別点検については、訓練礼式の基準に、特別点検は毎年1回以上行うことと規定されております。特別点検の内容については、礼式、消防操法、機械器具などが示されており、その全部または一部を実施するものと規定されております。ふだんの訓練成果の披露の場として実施するものでございます。

その他の活動状況につきましては、災害発生時の出動はもちろんのこと、平常時の活動では消防団全体行事であります消防操法大会、警戒広報として、春、秋、歳末においては、担当区域内の巡回広報活動、自主防災組織や地元自治会で実施される消防訓練での指導、消防本部や消防学校で実施する各種教育訓練への参加を行っております。

女性消防団員につきましては、普通救命講習会での市町民の指導、幼稚園や保育園、老人養護施設などでの火災予防啓発劇を実施いたしております、消防団員のレベルアップを目的とした訓練などの実施に加えまして、地域住民のための活動も実施しております。

15点目の地域防災のかなめになり得るか、どうすればいいかにつきましては、消防団の装備の基準におきまして、増強すべき資機材などが示されております。また、消防団員に対する教育訓練についても細分化が図られております。消防団車両や新たな資機材の配備などによるハード面の整備、消防団員への教育訓練による消防団員全体の知識や技能の向上によるソフト面でのレベルアップを図ることにより、地域防災のかなめとしての任務を十分に果たせるよう今後とも研究を進めてまいります。

16点目の消防施設整備費、整備の実情と今後について、少なくとも3年先を見通してにつきましては、非常備消防施設費での消防団機械器具置場維持管理事業における新築工事で申し上げますと、平成25年度は吉川市消防団第8分団機械器具置場、平成26年度につきましては、松伏町消防団第5分団機械器具置場の新築工事を実施いたしました。

消防団車両整備事業について申し上げますと、平成25年度は吉川市消防団第4分団車両の更新整



備を実施いたしまして、平成26年度につきましては、松伏町消防団第3分団車両と吉川市消防団第11分団車両の更新整備を実施しているところでございます。

今後につきましては、機械器具置場においては、吉川市消防団第5分団機械器具置場と松伏町消防団第2分団機械器具置場の建てかえが喫緊の課題であると認識いたしております。

また、消防団車両につきましては、吉川市消防団においては今後、毎年度1台の更新配備が計画されております。松伏町消防団におきましても、平成29年度以降に初年度登録から17年を経過する車両が生じますことから、車両更新について検討してまいります。

消防団機械器具置場については、消防団車両や資機材の保管場所、災害時は消防団員の参集場所や活動拠点として、平常時は訓練や各種会議の実施場所として活用され、消防団活動において大変重要な役割を果たしております。

機械器具置場の新築における用地の確保や財政面での課題なども生じますことから、構成市町との調整を図りまして更新整備を進めてまいります。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 ちょうど正午に差しかかるところであります。大変丁寧にわかりやすく説明をいただき、感謝申し上げます。決算を通じて消防の重要性、そして役割がさらに浮き彫りになって伝わってきたというふうに受けとめました。ありがとうございました。

ちょっと、1つ、2つだけもう手短かに確認だけ。デジタルとの関連で非常用自家発電の設置ということもありましたけれども、消防の庁舎全体での自家発電はどんなふうになっているか、どの程度もつのかということもあわせて、ちょっと質問いたします。

それから、このデジタル化によって、例えば今もやっていらっしゃるのではないかと思うのですが、119番通報などを受けたり、あるいは救急現場との状況、そういうものがこの収録されているのではないかと。デジタルになれば、そういうことも非常に容易になってくるのかなと思いますけれども、この消防の業務と記録の保持も含めて、テープの活用、あるいはその収録という観点で言えば、今どんなことが行われているのか。何か除細動器にも、活用するときは録音ができるようになっているとかという話もありますけれども、それはどんなふうになっているのか。現在のその管理はどういうことになっているかということもあわせてお答えいただければありがたいです。

以上で、もう再質問しませんので、どうぞよろしく。

○堀越利雄議長 地引次長。

○地引二郎次長兼総務課長 それでは、伊藤議員の再質問についてお答えいたします。

まず、自家発電につきましては、吉川庁舎、南分署、松伏庁舎に各自家発電ございまして、吉川庁舎につきましては、8時間の稼働、南分署は4時間、松伏庁舎についても4時間の使用ができてま

す。なお、庁舎西側の自家発電の危険物倉庫を今建設しておりまして、そこに軽油の燃料を補給しますので、3日間ぐらいの自家発電での稼働は可能と思っています。

以上でございます。

○堀越利雄議長 鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 伊藤議員の再質問にお答えします。

デジタル無線の内容の録音テープの活用でございますが、デジタル無線の内容につきましては、録音の装置もございませんし、活用も考えておりません。ただ、119番の受信内容ですとか、そういったものは現在も録音をしております。来年度指令システムの更新事業を予定しておりまして、さらに119番の通報内容に加えて一般の加入電話におきましても、録音機能をつけまして詳細な記録をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔ほか、除細動器は〕という人あり〕

○鈴木克巳吉川消防署長 除細動器にも録音装置はございます。

〔今も〕という人あり〕

○鈴木克巳吉川消防署長 今もございます。

〔終わります〕という人あり〕

○堀越利雄議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○堀越利雄議長 討論はないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり採決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第14号議案 平成25年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。



#### ◎第15号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第8、第15号議案 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第15号議案 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,038万8,000円を増額し、予算の総額を17億3,012万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、先ほど報告第2号にて専決処分承認を賜りました補正予算第1号にて計上いたしました給与改定に伴う常備消防費負担金の増額分を平成25年度決算繰越金にて充当するため、常備消防費負担金を減額し、平成25年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、平成25年度決算より生じた繰越金のうち、非常備消防費分をそれぞれの構成市町へ償還し、また今後車両を初めとする施設更新整備計画を踏まえ、基金の積み立てを行うものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明をいたさせます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○堀越利雄議長 引き続き提案者の説明を求めます。

酒井消防長。

○酒井 誠消防長 恐れ入りますが、お手元の補正予算書8ページ、9ページをお開きください。歳入の1款分担金及び負担金、1項1目負担金でございますが、補正予算第1号にて給与改定に伴う常備消防費負担金の財源分1,468万7,000円を構成市町負担金として計上させていただきましたが、平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定を賜りましたことから、平成25年度決算繰越金3,007万5,820円から1,468万7,000円を充当させていただき、常備消防費負担金の構成市町負担金を減額するものでございます。

次に、5款1項1目繰越金でございますが、平成25年度決算歳入歳出差引残額3,007万5,820円から平成26年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた2,507万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出の3款1項消防費、3目非常備消防費の吉川市及び松伏町消防団運営事業でございますが、平成25年度決算より生じた繰越金のうち、吉川市消防団分165万8,000円、松伏町消防団分397万6,000円をそれぞれ構成市町に償還するものでございます。

続きまして、5款諸支出金、1項基金積立金、1目消防施設整備基金積立金でございますが、平成25年度中におけます構成市町の常備消防費負担金償還金から給与改定に伴う常備消防費の財源分

を差し引き、475万4,000円を積み立てるものでございます。当該基金は、車両更新や通信指令施設更新などの計画を踏まえ、構成市町負担金の軽減を図るため、充当財源として計画的に運用するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正、消防指令システム更新整備事業についてでございます。現指令システムは、導入後10年が経過し、機器の老朽化に伴い、主要部品の調達が困難なことから更新整備をするものでございます。

更新整備をするに当たり、人口増加及び大規模災害時に対応できるよう119番受付台を2台から4台にふやし、また高所監視カメラの設置、消防職員や消防団員に素早く火災を知らせるためのメール配信機能などの設備を導入するものでございます。

さらに、住民サービスの向上を図るため、聴覚障害者及び言語障害者の方を対象とした携帯電話やスマートフォンを活用して119番通報を行う「Web119システム」も導入いたします。発注から完成まで11カ月の期間を要し、平成26年度中の契約締結が必要となりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 第15号議案につきましては、平成26年12月9日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第15号議案 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）は、可決することに決しました。



### ◎閉会の宣告

○堀越利雄議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、平成26年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

閉会 午後 零時11分